

平成25年草加市議会2月定例会提出議案

議案

第36号議案 控訴の提起について

平成25年2月28日に言い渡された土地引渡等請求事件の判決に対し不服があるので、東京高等裁判所へ控訴を提起するものです。

1 事件の概要

原告は、原告の所有地の隣接地であり、原告が昭和42年頃から占有している土地について、草加市と取り交わした確約書に基づき、草加市に対し、当該土地の払下げを求めていました。

草加市は、当該土地の払下げは道路整備工事の完了後に効力が発生するという認識の下、確約書を取り交わしていることから、道路整備工事が未完了であったため、払下げに応じておりませんでした。

原告は、これを不服として土地引渡し、所有権移転登記手続等を求める訴えを、さいたま地方裁判所越谷支部へ提起したものです。

2 判決の内容

- (1) 草加市は、原告に対し、原告が800万円を支払うのと引換えに土地を引き渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、当該土地の所有権移転登記手続をせよ。
- (3) 原告のその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、これを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決の控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審を通じ被控訴人の負担とする。

との判決を求める。